説明会でいただいた 代表的なご意見と回答

学校までの距離が遠くなるので、通学方法が心配です。

回答》 スクールバスの運行について研究を進めていますが、実施計画の枠組みが決まったところで、公共交通などを含めて一定の基準を設けながら、さらに検討を進めていきます。

材木町と柳町の通学区域の変更について、経過措置はありますか。

回答》 通学区域の見直し時に、材木町と柳町に住んでいる児童は卒業まで沼田東小学校に就学できるなどの経過措置を設ける予定です。

他の自治体のように、中学校を一つにできるのではないでしょうか。

回答》 「おおむね45分以内の通学時間が望ましい」という適正配置を基準とすると、難しい状況だと考えています。

小規模特認校は、選択できるということですが、他の学校も選択制にできないのですか。

回答》 小規模特認校制度は、学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するものです。
沼田市では、原則として、住所地によって就学できる学校が決まっているため、全ての学校を選択制にはできません。

児童生徒が使用しなくなった学校施設はどうするのでしょうか。

回答》 学校施設の跡地活用については、地域の皆さんのご意見を参考に、有効な活用方法を検討していきたいと考えています。

教育委員会単独で考えるのではなく、移住促進、企業誘致、子育て支援などの部署と一緒に考えた方がよいのではないでしょうか。

回答》 おっしゃるとおり、沼田市のさまざまな計画と共に考える必要があると考えています。教育委員会の枠を超えて取り組むために、庁内に委員会を設置しています。

この計画以降に再統合はあるのですか。長い視野で考えると、小さな規模の学校を維持することは難しいと思うのですが。

回答》 この計画は、現在の出生数から予測可能な令和18年度までの計画ですので、社会情勢や少子化の状況によって、定期的な見直しは必要と考えています。

詳しくは市 HP をご覧ください

問合せ　教育総務課総務係☎内線 3302